

証券コード 3817
平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
株式会社SRAホールディングス
代表取締役社長 鹿 島 亨

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第25期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

第3号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

第4号議案 職務執行の対価として取締役分配到る新株予約権の内容・算定方法決定の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等に設立された合弁会社が運営する議決権プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

5. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以上

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)におけるわが国経済は、消費税率引き上げの影響で弱含みになった個人消費が持ち直し、企業収益にも改善がみられ、緩やかな回復基調が続きました。

情報サービス業界におきましても、銀行・証券業や製造業を中心にIT投資は緩やかに増加しましたが、競争激化による厳しい受注環境は、依然として続きました。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画の最終年度として、以下の課題に取り組みました。

■『既存事業の構造改革推進』

既存事業の構造改革の推進として取り組んだ施策は以下のとおりです。

[1] 営業強化による受注・売上の拡大

受注活動における得意分野(金融、製造組込、文教)への注力、「強み」を活かした提案型営業による案件創出、案件・受注管理体制の強化等を推進した結果、連結子会社11社のうち、中核事業会社の株式会社SRAと株式会社AITをはじめとする9社で増収となりました。

[2] 収益性の高い生産体制の構築

プロジェクトの採算性向上と配員管理の強化による生産間接費の適正化に取り組んだ結果、開発事業と運用・構築事業の売上総利益率は、いずれも20%を超えました。

[3] 事業規模に見合うコスト構造への変革

グループにおけるシェアードサービスの展開を開始し、同サービスを担当する株式会社SRAプロフェッショナルサービスの運営コストの効率化等により、株式会社SRAの販管費率の改善を図りました。

■ 『自社 I P 製品ビジネス×海外ビジネス』

先進的で有望な自社 I P 製品をアメリカで発掘し、それを中国・インド・ASEAN等の成長市場へ展開するという『自社 I P 製品ビジネス×海外ビジネス』（中長期成長戦略）の推進として以下の施策に取り組みました。

- [1]Cavirin Systems, Inc. とProxim Wireless Corporationに対しては、中長期成長戦略のさらなる推進を目的に、追加の事業投資を実施しました。
- [2]Proxim Wireless Corporationは、先進的なワイヤレス製品のライセンス事業をBRICs等で本格的に始動しております。
- [3]Cavirin Systems, Inc. は、データセンターとクラウドコンピューティングに対応する先進的ソリューション「cavirin」をアメリカで販売し、SugarCRM, Inc. をはじめとする著名な大手企業に導入され、引き合いも増加中です。この実績をもとに、クラウド化が急速に進む日本市場においても販売を開始しました。

■ 『既存事業の高付加価値化』

平成28年3月期から本格的に取り組みを開始する『既存事業の高付加価値化』の一環として、レッドハット株式会社と協業（2015年4月発表、株式会社S R Aは国内初のEmbedded Distributor Partner）し、オープンソースや組込分野における技術力と実績を活かし、IoT(※)分野へのビジネス展開をめざします。

※IoT (Internet of Things)

従来はインターネットに I T 機器だけを接続していたが、家電製品をはじめ様々な「モノ」を接続することにより、新たなサービスを実現する仕組み。今後、世界的に市場拡大が見込まれる分野。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

売上高については、販売事業は微増でしたが、開発事業と運用・構築事業が増加した結果、36,535百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。

損益面におきましては、営業利益は売上増に伴う売上総利益の増加と販管費の効率化により3,047百万円（前連結会計年度比8.5%増）、経常利益は事業投資に係わる営業外収益（為替差益等）の増加等により3,813百万円（前連結会計年度比14.7%増）となりました。

しかし、S R Aグループが保有する株式会社S J Iの株式について投資有価証券評価損を特別損失に計上した結果、当期純利益は1,638百万円（前連結会計年度比23.2%減）となりました。

以上のとおり、当連結会計年度の連結業績は、前連結会計年度に比べ、売上高が増収、営業利益と経常利益は増益となりましたが、当期純利益については特別損失の計上により減益となりました。

◎連結業績推移

(単位：百万円)

区 分	第21期 (平成23年 3月期)	第22期 (平成24年 3月期)	第23期 (平成25年 3月期)	第24期 (平成26年 3月期)	第25期 (平成27年 3月期)
売 上 高	33,164	33,416	32,168	35,146	36,535
営 業 利 益	2,238	2,490	2,436	2,807	3,047
経 常 利 益	2,374	2,656	2,883	3,324	3,813
当 期 純 利 益	1,313	1,233	1,681	2,134	1,638

当連結会計年度の事業別の営業の状況は次のとおりです。

● 開発事業

開発事業は、銀行・証券、製造業、大学向けが増加した結果、当事業の売上高は、19,288百万円（前連結会計年度比5.0%増）となりました。

● 運用・構築事業

運用・構築事業は、大学関連が微増でしたが、企業向けが大幅に増加したため、当事業の売上高は、3,894百万円（前連結会計年度比8.9%増）となりました。

● 販売事業

販売事業は、株式会社A I Tの機器販売は横ばいでしたが、株式会社S R Aが微増となったため、13,353百万円（前連結会計年度比1.1%増）となりました。

事業区分別売上状況

（単位：百万円、%）

事業区分	第24期（平成26年3月期）		第25期（平成27年3月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
開発事業	18,364	52.2	19,288	52.8
運用・構築事業	3,576	10.2	3,894	10.7
販売事業	13,206	37.6	13,353	36.5
合計	35,146	100.0	36,535	100.0

② 資金調達の状況

当社グループは当連結会計年度からキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、機動的かつ効率的な資金調達を行っております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度の事業の譲渡、吸収分割または新設分割につきましては、特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度の他の会社の事業の譲受けにつきましては、特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度の吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継につきましては、特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度の他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分については、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区 分	第22期 (自平成23. 4. 1) 至平成24. 3. 31)	第23期 (自平成24. 4. 1) 至平成25. 3. 31)	第24期 (自平成25. 4. 1) 至平成26. 3. 31)	第25期 (自平成26. 4. 1) 至平成27. 3. 31)
売 上 高(百万円)	33,416	32,168	35,146	36,535
経 常 利 益(百万円)	2,656	2,883	3,324	3,813
当 期 純 利 益(百万円)	1,233	1,681	2,134	1,638
1株当たり当期純利益(円)	91.17	127.96	168.05	136.34
総 資 産(百万円)	27,478	28,133	29,527	31,714
純 資 産(百万円)	15,678	17,359	17,083	18,859

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数によって算出しております。

(3) 対処すべき課題

次期のが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。

このような状況のもと、当社グループは、企業価値・株主価値の向上に向けて、収益構造の改革（業界トップクラスの収益性を確保する高収益モデルの確立）を推進するため、次の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 既存事業の収益性の向上

[1] 売上総利益率のさらなる向上

- ・プロジェクト管理の充実・強化による採算性向上
- ・生産間接費の継続的削減
- ・オフショア発注の拡大
- ・生産要員規模の適正化

[2] 販管費率の改善

- ・アカウントマネージャー制導入による営業効率の向上
- ・本社スタッフ部門とシェアードサービスを担当する株式会社S R Aプロフェッショナルサービスの運営コストの削減

[3] 受注・売上拡大

- ・既存顧客の深耕による顧客内シェアの向上

② ビジネスモデルの変革

[1] 「自社I P製品ビジネス+既存事業の高付加価値化」の推進

- ##### [2] IoT、モバイル、セキュリティ、クラウド、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術等の成長分野における新たなビジネスモデルの構築（自社I P製品、新サービス）

③ 「自社I P製品ビジネス×海外ビジネス」の強化

- ・事業投資の成果のグループ収益への取り込み

以上の課題を推進し、当社グループの業界における存在感を一層高め、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社SRA	2,640百万円	100.0%	システムの開発、運用・構築、機器販売等
株式会社AIT	400百万円	(100.0%)	システム機器販売等

(注) 出資比率の()は、子会社である株式会社SRAの出資比率であります。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

事業区分	事業内容
開発事業	<ul style="list-style-type: none">○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス○オープンソースソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運用・構築事業	<ul style="list-style-type: none">○コンピュータシステムおよびネットワークシステムの運用管理○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般○ネットワークシステムの構築○アウトソーシングサービス
販売事業	<ul style="list-style-type: none">○ライセンスを含めたパッケージソフトの販売○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売○IT導入に関するコンサルティング・サービス

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

当	社	本	社	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
---	---	---	---	-------------------

② 子会社の主要な事業所

株式会社 S R A	本	社	東京都豊島区	
	事	業	所	永代橋事業所（東京都江東区）
			中部事業所（愛知県名古屋市）	
			関西事業所（大阪府大阪市）	
株式会社 A I T	本	社	東京都江東区	

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
開発事業	917名	75名減
運用・構築事業	284名	6名減
販売事業	249名	53名増
全社（共通）	3名	11名減
合計	1,453名	39名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員で表示しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	11名減	54.0歳	4.4年

- (注) 1. 使用人数は就業人員で表示しております。
2. 平均勤続年数は、当社へ出向してからの年数を記載しております。

(8) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	499百万円
株式会社七十七銀行	220百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社 株式会社S R Aは、株式会社ハピネットに対して平成23年3月31日に損害賠償請求の訴訟を提起しております。これに対して平成23年4月6日に株式会社ハピネットは、株式会社S R Aに対して東京地方裁判所に訴訟を提起しており、現在係争中であります。

なお、本訴訟の進捗に伴い必要な開示事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

2. 当社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,960,000株
- ② 発行済株式の総数 15,240,000株
- ③ 株主数 6,005名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 S R A	1,190	8.9
S R A ホールディングス社員持株会	574	4.3
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	564	4.2
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	560	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	490	3.7
藤 原 園 美	450	3.4
丸 森 京 子	435	3.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)RE FIDELITY FUNDS	329	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	321	2.4
CREDIT SUISSE AG ZURICH FOR AIF FUNDS	252	1.9

(注) 持株比率は、自己株式（2,015千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年3月31日現在)

〈第11回新株予約権〉(平成26年4月15日開催の取締役会決議による新株予約権)

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	150個	30,000株	4名

・新株予約権の内容の概要

・新株予約権の数

780個(新株予約権1個につき200株)

・新株予約権の目的である株式の数

156,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 311,400円(1株当たり 1,557円)

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月1日から平成29年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、当社第25期(平成27年3月期)またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が36億円以上又は当期純利益が22億30百万円以上(以下、「行使基準目標値」という。)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

・新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

・新株予約権の相続は認めない。

・取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

〈第12回新株予約権〉（平成26年8月7日開催の取締役会決議による新株予約権）

・ 当社役員の有保状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	170個	34,000株	4名

・ 新株予約権の内容の概要

・ 新株予約権の数

912個（新株予約権1個につき200株）

・ 新株予約権の目的である株式の数

182,400株

・ 新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 357,600円（1株当たり 1,788円）

・ 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

・ 新株予約権の行使の条件

・ 新株予約権者は、当社第25期（平成27年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が34億60百万円以上又は当期純利益が22億30百万円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

・ 新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

・ 新株予約権の相続は認めない。

・ 取締役会は、その他必要な条件を付することができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

〈第11回新株予約権〉（平成26年4月15日開催の取締役会決議による新株予約権）

・使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社使用人	68個	13,600株	5名
子会社の役員および使用人	562個	112,400株	42名

・新株予約権の内容の概要

・新株予約権の数

780個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

156,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 311,400円（1株当たり 1,557円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月1日から平成29年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、当社第25期（平成27年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が36億円以上又は当期純利益が22億30百万円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

・新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

・新株予約権の相続は認めない。

・取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

〈第12回新株予約権〉（平成26年8月7日開催の取締役会決議による新株予約権）

・使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当 社 使 用 人	56個	11,200株	3名
子会社の役員および使用人	686個	137,200株	41名

・新株予約権の内容の概要

・新株予約権の数

912個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

182,400株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 357,600円（1株当たり 1,788円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、当社第25期（平成27年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が34億60百万円以上又は当期純利益が22億30百万円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

・新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

・新株予約権の相続は認めない。

・取締役会は、その他必要な条件を付することができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鹿 島 亨	株式会社S R A代表取締役社長
取 締 役	山 崎 善 通	株式会社S R A取締役執行役員
取 締 役	西 川 康 範	管理本部長 株式会社S R A取締役常務執行役員
取 締 役	大 熊 克 美	株式会社A I T代表取締役社長
取 締 役 (社外取締役)	堀 井 哲 夫	弁理士 堀井特許事務所所長
常 勤 監 査 役 (社外監査役)	新 延 正 憲	株式会社S R A常勤監査役
監 査 役 (社外監査役)	吉 田 昇	一般社団法人九州テレコム振興センター センター長 株式会社S R A監査役
監 査 役 (社外監査役)	竹 谷 智 行	弁護士 株式会社S R A監査役

(注) 1. 監査役の新延正憲氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役新延正憲氏は、日本国有鉄道および東日本旅客鉄道株式会社において、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任し、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有すると評価しております。

2. 取締役の堀井哲夫氏、監査役の新延正憲氏および吉田昇氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役 (平成27年3月31日現在)

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
富田 博	平成26年6月26日	任期満了	常務取締役 株式会社SRA取締役常務執行役員
金崎 俊明	平成26年6月26日	任期満了	常務取締役 株式会社SRA取締役常務執行役員
櫻井 通晴	平成26年6月26日	任期満了	社外監査役 株式会社SRA社外監査役

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取 (うち社外取締役)	7名 (1名)	52百万円 (2百万円)
監 (うち社外監査役)	4名 (4名)	10百万円 (10百万円)
合 (うち社外役員)	11名 (5名)	63百万円 (13百万円)

- (注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額420百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と承認いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。
4. 取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の額は、平成19年6月26日開催の株主総会において、年額420百万円を取締役報酬限度額の内枠として、年額50百万円以内と承認いただいております。
5. 報酬等の額には、第11回新株予約権(平成26年4月15日)および第12回新株予約権(平成26年8月7日)による報酬額4百万円(取締役6名)が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

[1]他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

[2]他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役の新延正憲氏、吉田昇氏および竹谷智行氏は、株式会社S R Aの監査役を兼任しております。なお、株式会社S R Aは、当社の子会社であります。

[3]当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役堀井哲夫	19回	95%	—	—
監査役新延正憲	20回	100%	14回	100%
監査役吉田昇	17回	100%	12回	100%
監査役竹谷智行	20回	100%	14回	100%

- (注) 1. 監査役吉田昇氏は、平成26年6月26日開催の第24回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
なお、同氏の就任後の取締役会への出席回数は17回開催中17回、監査役会への出席回数は12回開催中12回であります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったこととみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役堀井哲夫氏は、海外事業および特許に関する経験と専門知識を有しており、客観的な立場から意見を述べております。

常勤監査役新延正憲氏は、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任した豊富な経験と企業経営の幅広い見識から意見を述べております。

監査役吉田昇氏は、情報通信分野の見識と豊富な経験から意見を述べ、監査役竹谷智行氏は、弁護士の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても同様の見地から主に内部統制について意見を述べております。

[4] 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

[5] 子会社から支払われた報酬額

株式会社S R Aより社外監査役4名に対し11百万円を報酬として支払っております。

(注) 当社には親会社がありませんので、親会社またはその子会社(当社および当社の子会社を除く。)から支払われた報酬額はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、平成26年10月1日に太陽A S G有限責任監査法人から名称変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社および株式会社S R Aの監査報酬、並びに株式会社A I Tの会計処理に関する指導・助言業務委託料が含まれております。
2. 太陽有限責任監査法人は、株式会社S R Aの会計監査人にもなっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社の連結子会社である株式会社A I Tは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である「会計処理に関する指導・助言業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることにしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 上記には事業年度中における方針を記載しております。

なお、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関は、取締役会から監査役会に変更されております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの企業価値の増大を目的に、収益力向上と成長性確保を図るための事業投資に積極的に取り組むとともに、株主各位への利益還元を充実させるため、「連結配当性向20%を目処として利益配分すること」を基本方針としております。

併せて、当社は、株主資本の効率的運用を重視した経営をめざし、「連結ROE 2桁の維持・拡大」を経営目標のひとつにしております。

当期の配当につきましては、業績動向を踏まえ、株主各位への利益還元のさらなる充実を図るため、配当性向と配当利回りを考慮し、1株当たり普通配当を15円増配の55円（中間配当17円、期末配当38円）といたします。

また、次期の配当につきましては、1株当たり普通配当を10円増配の65円（中間配当25円、期末配当40円）を予定しており、この配当を実施した場合の配当性向は34.6%になる見込みです。

なお、現在策定中の中期経営計画（2015年度～2017年度）においては、株主各位への利益還元のさらなる充実を図るため、目標とする連結配当性向の見直しを検討しております。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。この決定は、平成19年5月15日開催の取締役会においてなされております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンスマニュアル」を制定して役職員教育を行う一方、内部通報制度を設け、コンプライアンスリスクの早期発見と是正措置を講じる体制をとっております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づいて取締役の職務執行に係る情報の記録、保存および管理を行います。

また、取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、個人情報保護を含む情報セキュリティ、プロジェクトの採算、ビジネスパートナーの確保等に係るリスクについては、グループ各社における管理を基本とし、特に事業や業績に重要な影響を与えるリスクについては当社が管理します。

規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う一方、監査室によるモニタリングを行い、トップマネジメントに対する適時適切な報告と被監査部門への改善指示を行い、リスク管理体制の確立に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および監査役が出席して毎月開催される取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

業務運営については、将来の経営環境、業界動向等を踏まえて当社が中期経営計画および年度経営計画・予算を策定し、グループ各社で業績目標を設定してその達成に向けた施策を立案・実施し、毎月の業績会議で進捗状況をフォローしております。

なお、スピードの速い経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。

⑤ 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの経営管理を担当するとともに、グループ各社に取締役および監査役を派遣して各社の取締役を監督しております。併せて、当社の監査室がグループ企業の内部監査を実施し、内部統制の充実に努めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室に監査業務の委嘱を認めております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告いたします。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、その事実を監査役会に報告します。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な意思決定の過程および業務を把握するため、主要な稟議書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができます。

監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。

監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であります。内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することにしております。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しております。

なお、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月14日開催の取締役会の決議により、その内容を一部改定しております。

この改定において、当社グループの現状に即した見直しと法令の改正に合わせた具体的かつ明確な表現への変更を行いました。

改定後の体制は株式会社東京証券取引所および当社ホームページにおいて開示しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,126	流 動 負 債	8,739
現金及び預金	8,672	買掛金	3,465
受取手形及び売掛金	6,223	短期借入金	1,179
有価証券	3,392	未払費用	593
たな卸資産	2,461	未払法人税等	880
繰延税金資産	658	未払消費税等	621
その他	2,744	賞与引当金	568
貸倒引当金	△27	役員賞与引当金	53
固 定 資 産	7,588	工事損失引当金	662
有形固定資産	175	その他	714
建物	85	固 定 負 債	4,116
機械装置及び運搬具	55	繰延税金負債	2
その他	35	退職給付に係る負債	3,957
無形固定資産	520	役員退職慰労引当金	140
ソフトウェア	429	その他	15
その他	91	負 債 合 計	12,855
投資その他の資産	6,891	純 資 産 の 部	
投資有価証券	4,177	株 主 資 本	18,030
繰延税金資産	1,243	資本金	1,000
差入保証金	324	資本剰余金	4,468
その他	1,277	利益剰余金	15,288
貸倒引当金	△12	自己株式	△2,727
投資損失引当金	△118	その他の包括利益累計額	804
資 産 合 計	31,714	その他有価証券評価差額金	594
		為替換算調整勘定	585
		退職給付に係る調整累計額	△375
		新株予約権	25
		純 資 産 合 計	18,859
		負債及び純資産合計	31,714

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		36,535
売上原価		29,850
売上総利益		6,685
販売費及び一般管理費		3,637
営業利益		3,047
営業外収益		
受取利息	202	
受取配当金	31	
その他の	577	812
営業外費用		
支払利息及び割引料	25	
証券代行事務手数料	21	
その他の	0	46
経常利益		3,813
特別利益		
投資有価証券売却益	19	
新株予約権戻入益	21	
その他の	2	43
特別損失		
投資有価証券評価損	825	
その他の	48	874
税金等調整前当期純利益		2,981
法人税、住民税及び事業税	1,475	
法人税等調整額	△132	1,343
少数株主損益調整前当期純利益		1,638
当期純利益		1,638

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日 残高	1,000	4,475	14,332	△2,826	16,982
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△682		△682
当期純利益			1,638		1,638
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△7		99	92
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△7	956	99	1,048
平成27年3月31日 残高	1,000	4,468	15,288	△2,727	18,030

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 差額	為替換算 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額		
平成26年4月1日 残高	238	229	△399	68	32	17,083
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		△682
当期純利益				-		1,638
自己株式の取得				-		△0
自己株式の処分				-		92
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	356	355	23	735	△7	728
連結会計年度中の変動額合計	356	355	23	735	△7	1,776
平成27年3月31日 残高	594	585	△375	804	25	18,859

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	490	流 動 負 債	26
現金及び預金	75	未払金	14
営業未収入金	24	未払費用	5
前払費用	4	未払法人税等	0
短期貸付金	282	未払消費税等	3
未収還付法人税等	96	その他	1
繰延税金資産	6	負 債 合 計	26
その他	0	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	8,700	株 主 資 本	9,139
有形固定資産	0	資 本 金	1,000
機械装置	0	資 本 剰 余 金	6,800
無形固定資産	5	資 本 準 備 金	1,000
ソフトウェア	5	その他資本剰余金	5,800
投資その他の資産	8,694	利 益 剰 余 金	3,507
投資有価証券	297	利 益 準 備 金	29
関係会社株式	8,262	その他利益剰余金	3,478
繰延税金資産	134	繰越利益剰余金	3,478
その他	0	自 己 株 式	△2,168
資 産 合 計	9,190	新 株 予 約 権	25
		純 資 産 合 計	9,164
		負債及び純資産合計	9,190

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	472	
関係会社経営指導料	284	756
営 業 費 用		236
営 業 利 益		519
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	0	
そ の 他	0	0
営 業 外 費 用		
証券代行手数料	21	21
経 常 利 益		498
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	21	21
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	469	469
税引前当期純利益		49
法人税、住民税及び事業税	7	
法人税等調整額	△139	△131
当 期 純 利 益		181

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余 金 合 計		
平成26年4月1日残高	1,000	1,000	5,807	6,807	29	4,046	4,075	△2,267	9,615
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				-		△750	△750		△750
当期純利益				-		181	181		181
自己株式の取得				-			-	△0	△0
自己株式の処分			△7	△7				99	92
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-			-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	△7	△7	-	△568	△568	99	△476
平成27年3月31日残高	1,000	1,000	5,800	6,800	29	3,478	3,507	△2,168	9,139

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日残高	△243	△243	32	9,404
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		-		△750
当期純利益		-		181
自己株式の取得		-		△0
自己株式の処分		-		92
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	243	243	△7	236
事業年度中の変動額合計	243	243	△7	△240
平成27年3月31日残高	-	-	25	9,164

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月11日

株式会社S R Aホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 井 達 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 憲 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、連結子会社である株式会社S R Aは、株式会社S J Iの取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債を引き受けていたが、平成27年4月28日開催の取締役会において、満期償還期限の延長を決議し、実行している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社S R Aホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 井 達 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 憲 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社S R Aホールディングス監査役会

常勤監査役	新	延	正	憲	Ⓜ
(社外監査役)					
社外監査役	吉	田		昇	Ⓜ
社外監査役	竹	谷	智	行	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かしま とおる 鹿島 亨 (昭和27年7月28日)	昭和59年4月 株式会社S R A入社 平成2年7月 SRA AMERICA, INC. 代表取締役社長 平成8年6月 株式会社S R A 取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長（現任） 平成18年4月 同社執行役員社長（現任） 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任）	52,400株
2	にし かわ やす のり 西川 康 範 (昭和32年10月5日)	昭和56年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年1月 同行京都支社法人第二部長 平成21年6月 千歳興産株式会社常務取締役 平成25年6月 株式会社S R A 取締役執行役員 平成26年6月 当社取締役管理本部長（現任） 平成26年10月 株式会社S R A 取締役常務執行役員（現任）	1,100株
3	おお くま かつ み 大熊 克美 (昭和38年4月11日)	昭和62年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成13年2月 株式会社A I T 営業部長 平成18年4月 同社取締役専務執行役員 平成19年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社BTO事業営業部長 平成20年4月 株式会社A I T 取締役副社長 平成21年4月 株式会社A I T 代表取締役社長（現任） 平成23年6月 株式会社S R A 取締役 平成26年6月 当社取締役（現任）	1,500株
4	[社外取締役候補者] ほり い てつ お 堀井 哲夫 (昭和21年10月1日)	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社 平成14年4月 沖電気工業株式会社入社 平成15年2月 株式会社堀井 取締役（現任） 平成21年3月 堀井特許事務所 所長（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任）	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※5	[社外取締役候補者] なり かわ まさ ふみ 成 川 匡 文 (昭和27年9月6日)	昭和51年4月 東京電力株式会社入社 平成14年4月 同社建設部土木建築技術センター 所長 平成20年7月 東電環境エンジニアリング株式 会社(現東京パワーテクノロジー株 式会社)営業副本部長 平成21年6月 同社取締役営業本部長 平成23年9月 同社常務取締役	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は候補者堀井哲夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、成川匡文氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
4. 堀井哲夫氏は、海外事業および特許に関する経験と専門知識を有しており、専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。
5. 成川匡文氏は、豊富な経営経験を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。
6. 堀井哲夫氏は、現在当社の社外取締役であり取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
7. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
8. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
9. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他のこれに準ずるものではありません。
10. 当社は、定款第28条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である堀井哲夫氏については、現在当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、成川匡文氏については、選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
よしむらしげる 吉村茂 (昭和29年7月5日)	昭和52年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 平成18年2月 同行名古屋支店長 平成19年10月 株式会社ディーエム情報システム（現日本アイ・ビー・エム・ビズインテック株式会社）執行役員SS港南事業本部長 平成20年11月 当社管理本部財務部長 株式会社SRAコーポレート本部財務部長 平成22年4月 当社監査室長（現任）	500株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、監査役就任の際には、事前に当社および株式会社SRAを退職いたします。

第3号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社グループは、第26期（平成28年3月期）から第28期（平成30年3月期）を対象年度とする中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）、従業員および子会社の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行したいと存じます。この新株予約権は、同計画の最終年度である第28期（平成30年3月期）の連結経常利益目標値50億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益目標値35億円以上を達成することを行使条件といたします。

なお、本議案承認の決議の効力は、後記の「第4号議案 職務執行の対価として取締役割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件」が本株主総会で承認された場合に発生します。

1. 本総会の委任決議に基づいて取締役会が募集事項を決定できる新株予約権の内容、数の上限、対価および名称

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使価額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月1日から平成32年6月30日までとする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- [1] 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- [2] 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記[1]記載の資本金等増加限度額から上記[1]に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社は本新株予約権全部を無償にて消却することができる。
- ⑦ 組織再編時の新株予約権交付に関する事項
当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下、「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割および株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約および株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。
なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数および行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧ 新株予約権の権利行使の条件

- [1] 新株予約権は、当社第28期（平成30年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が50億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が35億円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- [2] 新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は、新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- [3] 新株予約権の相続は認めない。
- [4] 取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の対価

金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第13回新株予約権

2. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

意欲や士気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

第4号議案 職務執行の対価として取締役割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

当社の取締役は、「第1号議案 取締役5名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと5名（うち社外取締役2名）となります。取締役（社外取締役を除く。）に対して、職務執行の対価として新株予約権を割り当てる場合の、その内容および算出方法についてご承認をお願いするものであります。

新株予約権の内容は、前記の「第3号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」でご承認いただいたものとし、その算定方法は、平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、その他新株予約権の評価に関する会計規則等に定められた方法とします。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

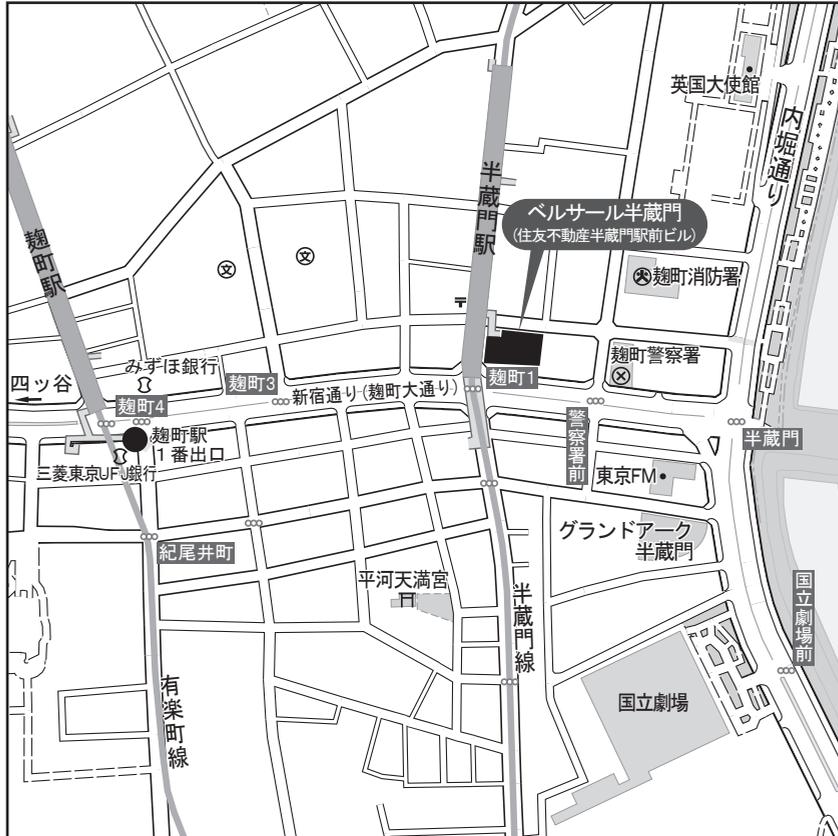
株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門

問い合わせ先

株式会社S R Aホールディングス

☎03-5979-2666 (代表)



● 東京メトロ

半蔵門線「半蔵門駅」3b出口 直結

有楽町線「麹町駅」1番出口 徒歩6分

※地上に出て直進。「麹町1」の交差点の斜め向かいです。